

Title	2008年ヒト受精及び胚研究に関する法律： ヒト胚等を用いた先端研究を中心に
Sub Title	The human fertilisation and embryology act 2008: the problem about human embryo research
Author	河合, 正雄(Kawai, Masao)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2014
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.29 (2014. 4) ,p.179- 183
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	テーマ企画：「先端医療技術に関する法制度の学際的研究体制の構築」シンポジウム
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20140423-0179">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20140423-0179</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 2008年ヒト受精及び胚研究に関する法律

—ヒト胚等を用いた先端研究を中心に—

河 合 正 雄

イギリスの「2008年ヒト受精及び胚研究に関する法律（Human Fertilisation and Embryology Act 2008）」（以下、単に「2008年法」とする。）は、管見する限りでも、すでに各分野の研究者によって紹介や分析がなされている。<sup>1)</sup>そこで本稿では、2008年法第1部のうちヒト胚等を用いた先端研究について、憲法学的見地から若干の考察を試みる。

2008年法は3部と条文をより具体化させた8の附則から構成される。第1部（1-32条）は、体外でのヒト胚の生成、治療や研究目的での胚の利用、提供配偶子や胚の利用に関する法的枠組を定めた「1990年ヒト受精及び胚研究に関する法律（Human Fertilisation and Embryology Act 1990）」（以下、単に「1990年法」とする。）<sup>2)</sup>を、研究の自由を広く承認する方向で改正した。<sup>3)</sup>具体的には、ヒ

---

1) 石原理「英国Human Fertilisation and Embryology Actの改正」青木清・町野朔編『医科学研究の自由と規制 研究倫理指針のあり方』（上智大学出版・2011年）325頁以下、佐藤雄一郎「イギリスHuman Fertilisation and Embryology Act 2008」年報医事法学26号（2011年）291頁以下、山崎康仕「英国における「ヒトの受精およびヒト胚研究に関する法」の展開」国際文化学研究：神戸大学大学院国際文化学研究科紀要32号（2009年）67頁以下、山田敏雄「イギリスにおける生殖医療法制と「子供の福祉」」法律論叢84巻2・3号（2012年）467頁以下など。

ト・動物混合胚（human admixed embryo）などの重要概念の定義やそれに伴う規制対象（1-4条）、ヒト受精及び胚研究認可庁（Human Fertilisation and Embryology Authority、以下、単に「認可庁」とする。）<sup>4)</sup>の構成・権限・任務（5-10条）、胚や配偶子の利用・保存・治療の条件（11-15条）、研究などのライセンスの付与・取消・差止の条件（16-21条）、認可庁の指令・指導権限（22・23条）、情報の登録と開示（24・25条）、ミトコンドリアの移植（26条）および認可庁の視察・搜索権限の改定などの雑則（27-32条）からなる。さらに、第1部には5の附則がある。ちなみに、第2部（33-58条）は生殖補助技術（Assisted Reproductive Technologies）を用いる場合の親子関係を規定した。主要な改正事項は、2004年シビルパートナーシップ法（Civil Partnership Act 2004）による実質的な同性婚の承認に伴い、一定の条件下で、同性カップルや女性1人でも生殖補助技術を受けることを認めた点である。<sup>5)</sup>第3部（59-69条）は雑則である。

憲法学では、伝統的に、憲法23条から導かれる研究活動の自由は、真理の探究を目的とするその本質や、公権力による直接的・間接的な圧力を受けてきた歴史的経緯に鑑み、原則として研究内容への公権力の介入は許されないと考えられてきた。<sup>6)</sup>しかし、こと医学分野となると、科学技術の大きな発展によって、2008年法が対象とするような、法的規制をすべきではないと断言しきれる

---

2) 1990年法の抄訳として、神里彩子「人受精及び胚研究に関する法律（1990年）」神里彩子・成澤光編『生殖補助医療—生命倫理と法・基本資料集3—』（信山社・2008年）80-106頁。

3) 2008年法に先端医療研究領域におけるイギリスの国家戦略を見だし、それを肯定的に読み取る見解として、山崎・前掲1)、84-95頁。

4) 認可庁の活動については、井上悠輔・神里彩子「イギリスにおけるヒト胚利用の公的審査体制の再編—受精・胚研究認可庁15年目の課題—」生命倫理16巻1号（2006年）107頁以下。

5) 第2部については、山田・前掲1)、486-488頁のほか、J. McCandless and S. Sheldon, 'The Human Fertilisation and Embryology Act (2008) and the Tenacity of the Sexual Family Form', (2010) 73 (2) MLR 175-207を参照。

6) 芦部信喜『憲法学Ⅲ人権各論1〔増補版〕』（有斐閣・2000年）201-202・208-209頁。

かが疑わしい人の生命の操作に関係する研究が登場する。胚は人ではないとはいえその萌芽段階にあり、単なる物とは言えないためである。

胚は、ある程度成長した胎児とは異なり、人の外形にはほど遠い。しかし、受精によって胚には遺伝的形質が備わっており、その操作に対しては、少なくとも何らかの保護の必要性が考えられる。<sup>7)</sup>そして、保護のあり方として、研究規制によって達成される利益が個人の生命・身体の保護やその前提としての人間の尊厳の確保という憲法上の価値があるほか、研究内容が人の生命活動の根源にかかわることから、研究者や研究機関の自主規制にとどまらず、法律による規制の必要性が説かれている。<sup>8)</sup>さらに、先端科学技術のような領域においては、研究者の自主的判断の尊重はかえって研究の萎縮を招きかねず、一定の明確な規制によって自由な研究範囲が確定されることで、逆に研究活動を促進する側面が指摘されている。<sup>9)</sup>

他方で、学問が真理の探究を目的としてなされる限り、学問の自由や公的・社会的権力からの独立、研究者集団の自治の必要性は、あらゆる学問分野に共通する事柄である。ゆえに、規制を行う場合には、規制をしなければならない必要性や規制によって達成されうる利益についてできる限り厳密かつ明確な根拠を要するべきであるほか、「客体定式」や「人間の尊厳」のような（極めて重要ではあるが）抽象度の高い概念から直ちに個別・具体的な規制を導くことや、必ずしも科学的根拠に基づかない漠然とした不安感や嫌悪感に基づく規制は好ましくない。<sup>10)</sup>

2008年法の大きな論点として、研究目的によるヒト・動物混合胚（キメラやハイブリッドを包含する概念であり、4条2項→4A条6項<sup>11)</sup>で定義される。）の

7) 柏崎敏義「臓器移植から臓器形成へ—ES細胞をめぐって—」樋口陽一・上村貞美・戸波江二編集代表『日独憲法学の創造力 栗城壽夫先生古稀記念論文集(上)』（信山社・2003年）354-357頁、甲斐克則「刑事法学の視点から—人体・ヒト組織・ヒト由来物質の利用と刑事規制をめぐる序論的考察」北大法学論集54巻6号（2004年）165-166頁。

8) 戸波江二「科学技術規制の憲法問題」ジュリ1022号（1993年）82頁以下。

9) 戸波・前掲8)、86頁。

生成を条件付きながら容認したことがあげられる。<sup>12)</sup> すなわち、1990年法と同様に、認可庁に申請を行ってライセンスを得た上で、認可庁が許容する枠内でのみ研究が認められる（4条2項→4A条2・4-5項、附則2、2-6条）。また、研究は原始線条の出現または受精後2週間以内のいずれかの時点までに限定され、<sup>13)</sup> 女性への移植は「許可された胚（permitted embryo）」を除いて禁止される（3条2項、4条2項→4A条1・3項）。ちなみに「許可された胚」とは、「許可された卵子（permitted egg、女性の卵巣から産出または抽出した卵子）」と「許可された精子（permitted sperm、男性の精巣から産出または抽出した精子）」の受精による胚であり、核やミトコンドリアDNAの変更が禁止される（3条5項→3ZA条2-4項）。確かに、胚が人ではない以上、胚を用いた研究は人体実験とは同視できない。また、制約のない自由な研究活動の保障が、研究者の学問の自由のみならず、将来の医療技術の発展や多くの人命を救う可能性を増やすことにもつながりうる。しかし、胚が専ら研究目的のために生成され、人として出生しうるはるか前段階とはいえ「廃棄」されることや、将来の人の萌芽と動物のそれを混合することが問題となる。

- 
- 10) 青柳幸一「先端科学技術と憲法・序説」三島淑臣・稲垣良典・初宿正典編『人間の尊厳と現代法理論 ホセ・ヨンバルト教授古稀祝賀』（成文堂・2000年）641-643・654-655頁。根森健「科学研究の自由の限界と「人間の尊厳」一人クローン個体産生研究の禁止を素材に一」樋口ほか編・前掲7）所収、288-289・292頁。なお、中山茂樹「ヒト胚研究の倫理と法—憲法学の視点から」青木ほか編・前掲1）、239-241頁も参照。
  - 11) 2008年法第1部は1990年法の部分的な削除やおきかえ、挿入の形式をとっており、便宜上、矢印の前は2008年法の条文、矢印の後は2008年法によって挿入・変更された1990年法の条文を示す。
  - 12) ただし、2008年法制定以前から、認可庁は2001年の下位法規（The Human Fertilisation and Embryology (Research Purposes) Regulations 2001, SI 2001/188, para. 2(2).) で追加された研究目的（胚の発達に関する知識の増進。重大な疾病に関する知識の増進。重大な疾病の治療の発展にあたり、その様な知識を適用できるようにすること。）を緩やかに解釈することで、ヒト・動物混合胚の生成を許可していた。
  - 13) 受精から2週間の区切りを疑問視するものとして、秋葉悦子「ヒト胚の研究利用」ホセ・ヨンバルト・秋葉悦子『人間の尊厳と生命倫理・生命法』第二部第2章Ⅳ（成文堂・2006年）120-125頁。

また、ヒト胚のスクリーニングに関する問題もある。性の選別を目的としたものなど、医学的理由以外のスクリーニングは禁止される（附則2、3条→1ZA・1ZB条）。しかし、医学的理由には、出生しうる子が重大（serious）な身体的・精神的障がい、病気または健康上の問題を持つか発現させうるリスクがある場合が含まれており（附則2、3条→1ZA条1項a-c号、2・3項）、将来優生学的な流れを強める方向に作用する可能性がある。また、「救助兄弟（saviour sibling）のケースについてもスクリーニングが認められる（附則2、3条→1ZA条1項d号）。しかし、現存する兄弟の治療のために、自己の意思にかかわらず兄弟のドナーとなりうることを運命づけられ、かつ幼少時に提供を要する事態になれば事実上提供を拒否できない子を出生することに問題が残る。<sup>14)</sup>

---

14) 霜田求 「「救いの弟妹」か「スベア商品」か—「ドナー・ベビー」の倫理的考察—」  
医療・生命と倫理・社会8号（2009年）22-24頁。